

報道関係各位

2020年9月24日
株式会社ゆうちょ銀行

mijica 会員間の不正送金における今後の対応について

デビット・プリペイドカード mijica の送金機能（おくって mijica）を使った不正送金による被害における今後の対応について、お知らせいたします。

このたびは、このような事態を招きましたことについて、誠に申し訳なく、お客さまに深くお詫び申し上げますとともに、被害にあわれたすべてのお客さまに対する全額補償を、可及的速やかに行ってまいります。

1. mijica 会員間送金を対象としたスクリーニングについて

(1) 2018年1月からの mijica 会員間送金開始からの全送金を対象

(2) 今般の不正送金にみられる特徴を踏まえたスクリーニング

- ① 1か月以内に2件以上の送金を受けた受取人に対して送金した会員様
- ② 送金前に利用通知メールの宛先を変更した会員様
- ③ メール宛先の変更後、短時間で送金した会員様

以上のスクリーニングの結果、該当する会員様はいらっしゃいませんでした。

(3) 追加的な対応として、mijica 全会員様対象とした注意喚起（身に覚えのない利用や Web ログイン ID・パスワードの変更喚起）のメール連絡を準備でき次第行います。また、上記スクリーニング②までに該当する会員様に対して、個別に連絡させていただき、確認を行います。

2. 補償対応について

被害に遭われたお客さま全員に対して、9月末を目途に補償を完了させたいと考えております。

ゆうちょ銀行は、今後も安心してお客さまにご利用いただけるよう、セキュリティも含めたサービスの向上に全力で取り組んでまいります。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】
mijica デスク
0120-504-186
受付時間 9:00 ~ 17:00 (1/1は休み)